特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	事業年度	5年4月1日~6年3月31日
	,		

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

	収 益	源	泉	の	内	訳		金	2 8	Į
会費収入	,				-	''		3	7, 963	000F
寄付金収入				***************************************	•			1	7, 75お	247円
補助金収入					··· .	, ,		1	5,544	、570円
特定非営利活動に	こかかる事	業収	入					3	6, 235	002円
受取利息・雑収ス	(3	706F
										F
										P
	,								•	P
										P
										F
									·	p
							•			P
							***************************************			P
										Р
	合					計		10	7, 496	, 525P
(2) 借入金の明網		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				Н-		1 2		/
Maria 2 -	借	······································	入			先		4	Ž 1	領
該当なし										P
						<u></u>				P
				·····						P
							Landa Avadonia			P
										····
					-	<u></u>		1		п
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	合					計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		·	. Р
3) その他 該当なし	合					計				. р

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		462, 445, 240 円	NGO 連携無償資金協力ミャンマー紛 争 6 期他
		32, 547, 890 円	APT ミクロネシア支援事業他
		6, 408, 000 円	タイチェンライ県医療従事者コーデ・イネー ト事業
		770,000円	JICA 遠隔医療研修セミナー
以下余白			

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(2) 賀用の生する取りの上位の) 伯		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内容等
		9,941,485 円	事務所賃貸費 用
		4, 216, 056 円	APTC2 ミャンマーア プリ開発支援
		3, 806, 827 円	WEB ペースマネー ジメントシステム支 援
		2,706,836 円	分娩監視装 置支援
		1, 109, 196 円	Dellr740xd serverss 支 援

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
<u> </u>				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし			•	円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	·
		•		円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

ハー 佼務の提供	(ルビロスマンバ	列用等を含む。)			
取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内 容	役務の提供年 月 日	対価の額	その他の取引条件等
		事務所賃貸 料・電気料	5/4/1~6/3/31	9,941,485 円	なし
				円	
				円	
				, 円	
				円	
				円	,
				円	
				円	
				円	
				円	

寄附者に関する事項 [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	a	受 領	年	月 月
該当な	l				ı	1]			
					1	7			
			•		.	ŋ			
					<u>-</u>	円			
						円			
					-	円			
						円			
					1	円			
						円			
······································	,					円			
,						円-			
						円			
						円			
•						円			
						円			
, . ,			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			円	****		
						円			
······································				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		円			
						円			
						円			

4 **役員等に対する報酬又は給与の状況**[⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
該当なし						
	•					
						-
					·	;
			·			

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 令和5年4月1日 ~ 6年3月31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
								3 3	3人												30,	,370,730 円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の	名称等	住	所	等	支出年月	日 3	支 出	金	有一寄	附の	目	的
					令和5年 月25		700	0 ,000 P	9 令	和5年	寄	付講!
								þ	9			
								P	9			
				,				P	9			
	· 4,							P	9			
								P	9			
								P	1 3			
								P	-			
					************			F	7			
								F	9			
					合	計	700	0,000 F	9			

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実 施 日	使	途	金額
2023.4.12	ミャンマーN連プロジェクト9次星	事業活動資金1回目	967,981
2023.10.10	ミャンマーN連プロジェクト9次	事業活動資金2回目	544,593
2023.4.12	ミャンマー紛争被害者支援6其	現地活動費	1,746,290
2023,10,10	ミャンマー紛争被害者支援 6 其	用現地活動費	3,023,000
2024.2.7	ミャンマー紛争被害者支援6其	現地活動費	1,696,157
2024.2.29	ミャンマー紛争被害者支援 6 其	現地活動費	3,013,400
2023.4.12	ミャンマーN連プロジェクト9次	事業活動資金1回目	967,981
•			

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	~

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

	項目		役員数	最も人数が多い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分		0	2	3	4	⑤
a	5年4月1日~6年	=3月30日	38人	0人	0%	6人	15. 7%
Ф	年月日~年	月日	人	人	%	人	%
©	年月日~年	月日	人	人	%	ر ر	%
@	年 月 日~ 年	月日	人	人	%	人	%
e	年 月 日~ 年	月日	人	人	%	, ,	%
Œ	年 月 日~ 年	月日	人	人	%	<u>ل</u>	%
申	請	時		人	%	Д	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転配してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・いた	はいいない	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

ハ 項 目	a	(b)	©	(b)	e	①	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はいいた	はい・・・いた	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はいいた	はいいた	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいた	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(金) 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

=

項	目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支 載がある等の不適正な	出がある、帳簿に虚偽の記 経理の有無	有∙€	有·無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改 めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

		「認定基準等チェック表」(第3表)記載要	IQ.
項	目	記載要領	注 意 事 項
イの各欄		区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業 年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、 平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のと おりに記載します。
ハの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「⑧」から「①」については、イに記載する各期間(「⑧」から「①」を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査 法人の監査を受けている」の「はい」 に「〇」した場合には監査証明書を添 付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及 び帳簿書類の保存を青色申告法人に準 じて行っている」の「はい」に「〇」 した場合には、第3表付表2「帳簿組 織の状況」を記載し添付してくださ い。
二の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期 間(「⑧」から「①」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないも のをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費金が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を 明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム 支援協議会	a	Ѳ	©	0	e	Ð	申請時
役	員 数	38 人	人	人	人	人	人	人
	最も人数が多い「親族等」のグルー の人数	0人	人	人	人	人	人	人
又	最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数	6人	人	人	人	人	人	人

					役員の	内	訳						
						就任等の状況							兄
氏	名	住	所	職名	続柄等	@	6	©	@	©	Ð	申請時	就任・退任 年月日
相澤	紘史			理事									平成22年6月
							:						25 日就任
						0							令和5年6月
													30 日退任
赤生	邦雄			理事									令和2年9月
													18 日就任
						0							令和5年6月
										<u> </u>			30 日退任
赤羽村	 艮 靖隆			理事									平成29年7月
						0]				1日就任
秋場	仁人			理事									令和5年7月
						0							1 日就任

有馬	修二			理事	_	0						<u> </u>	平成27年7月 1日就任
石井	義則			理事		0							令和3年7月 1日就任

		em ale	γγ		ll	l	T	A # 0 # 7 17
稲生 英	男	理事						令和3年7月
			0					1日就任
井上 友		理事						令和元年7月
			0					1日就任
上田 博	E	理事		İ				平成29年7月
						ļ		1日就任
					_			
内山 有	紀	理事						令和4年9月
								26 日就任
			0					
			Ì					
海野 忍	<u></u>	理事						平成30年6月
			0					14 日就任
大田原		理事						令和4年12月
郎								16 日就任
			0					令和5年6月
								30 日退任
奥田 智		理事						令和4年9月
	1.4							26 日就任
			}					
			0					
作目 w	冬士.	理事		 		 		令和4年9月
垣見	隆夫	रू. ग						26 日就任
			0					
1				ll		.ll		

 片上 勘 次	理項	k 0		令和 5 年 1 日就任	
片山 泰 祥	理事	F	 	平成27年	F(
加納」貞彦	理事	*		平成29 ⁴ 1 日就任	丰7
TT /1 /v4·fab	 理	 ! r		令和 5 年 30 日退任 平成 19 ⁴	£
榑 松 八平	连 章	0		1 日就任 令和 5 年 30 日退任	: F-6
古野間 計	理事	事		平成23年 1 日就任 令和5年 30 日退代	年 7
坂下 大	理項	\$		令和 6 年 15 日就任	F 3
佐竹 康雄	理	•		令和 5 年 1 日 就 任	
佐藤靖夫	理	事		令和 4 年 10 日就 令和 5 年 30 日退	任 平 (
庄司 哲也	理	\$		令和 3 ⁴ 1 日就任	
鈴木 克彦	理	事 〇		令和 3 ⁴ 1 日 就 任	
瀧田 浩一	理	事		令和 5 ⁴ 1 日就任	

	٠		T							}
四山	和彦	理事							3	 平成24年9月
Щ-1	作的	性爭	0				1		1	27 日就任
缅村	青治	理事	 +							令和4年9月
作里 1 3	用 tp	生于								26 日就任
			0							ער איניי
七橋	康輔	理事								
	Pro = 1	1 1	0					ı	- 1	1日就任
宮野	岳士	理事	****							平成30年6月
m ~ 4	ш —		0						1	14 日就任
富保	諄一郎	理事							7	 令和元年 7 月
pag F.			0					,	1	1日就任
西田	 好 輝	理事	+					,	1	令和5年7月
F	74".		0						1	1日就任
野中	正晴	理事							7	令和3年7月
- 4 ,			0						1	1日就任
橋本	·····································	理事						<u> </u>	7	令和5年7月
line .	7.	1	0		1	1	j i			1日就任
藤田		理事		[<u>-</u>			平成16年6月
/**		4 1	0				. !		1.	18 日就任
保谷	秀雄	理事		[Ţ.	令和元年7月
rı.	74	1 1	0				i :			1日就任
堀田	 l 明男	理事								令和元年7月
/B .		4 /	_ !	1 1			1			1日就任
		A 7	0			}	1			令和5年6月
ı		A 7				1				30 日退任
前沢	夕夏	理事							,	令和元年9月
14%	<i></i>	4	' ~ '						1	20 日就任
i		A 7	0			ļ				令和6年3月
		A	i İ			,				15 日退任
牧	貞夫	理事								平成27年7月
		A 7	0			. !			1	1日就任

緑川	卓	 理事	0			令和5年7月 1日就任
森本	吉彦	理事	0		ļ	平成26年6月 18日 就任
山下	俊一	理事	0			平成17年7月 1 日 就任
山下	孚	理事	0			令和 4 年 6 月 17 日就任
山中	淳司	理事	0			平成30年9月 20日就任 令和5年6月 30日退任
吉岡	義博	理事	0			平成27年7月 1日就任
吉松	康夫	理事	0			令和 4 年 6 月 17 日就任
吉村	美奈子	理事	0			令和元年7月 1日就任
平川	芳宏	監事	0			令和 4 年 6 月 17 日就任
宮原	克元	 監事	0			平成29年7月 1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会								
伝	票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間						
総勘定元帳	ŧ	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎月	10年						
仕款帳		会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎月	10年						
給与台帳		給与ソフト(勘定奉行 i11)使用 ルーズリーフ	毎月	10年						
海外拠点和	基費一覧表	エクセル ルーズリーフ	毎月	10年						
入金伝票		単票 ルーズリーフ	都度	10年						
支払伝票		単票 ルーズリーフ	都度	10年						

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人 BIN テレコム支援協議会 チェック 欄 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法 人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う 者、上記ィの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上 であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

(f) 申請時 **(e)** 項 目 (a) **(b)** (C) **a** 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者 有・(無) 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 を教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれ 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 に反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職にある者 有・無 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 反対する活動

申請時 **(f) (h)** (c) **a (e)** (a) 項 Ħ 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対 有(無)| 有·無 | 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供 与の有無 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 有(無) 有·無 有・無 有・無 有・無 有•無 有•無 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 有・無 有・無 有(無) 有・無 有・無 有・無 有・無 業の運営に関して特別の利益の供与の有無 営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 有•無 有(無) 有・無 有・無 有•無 有・無 有・無 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	チェック機関
5 %	に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある	合を除きこれ
をそ	の事務所において閲覧させること	~

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

-	- 掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意 - の事務所において閲覧させることに同意する。							
-	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。							
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人							
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)							
1	② 役員名簿							
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)							
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの							
П	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
^	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
	次の事項を記載した書類							
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項							
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項							
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項							
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引							
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら							
	の者と特殊の関係のある者との取引							
ホ	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該社							
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその著							
	附金の額及び受領年月日							
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況							
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)							
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項							
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日							
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日							
~	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し							

- 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定性格別は人間テレコム支援機会

認定基準等チェック表 (第6表)

 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第28条の規定により所轄庁に提出していること

 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

 ②
 ③
 ⑤
 ⑥
 ⑥
 ①
 ①
 ○
 ①
 ○
 ①
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 ○
 <td

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	a			©			©			@			e			①		申	請	時
有) 7	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出したE ていること	を含むす	業年度(の初日	において	、その設立の日以後1年を超	える期間が経過し	チェック欄
事業年度	月	日~	月	Ħ	設立年月日		

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表 (第6表及び第8表) の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

度定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの大体事由に該当する法人 設し、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの大体事由に該当する法人 を見のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 (
度、特例配定又は規定の有効期間の更新を受けることができません。 登員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 図で特定非営利活動法人が限定を取り消された場合又は特例配定特定非営利活動法人が特例認定を取り、 た場合において、その取消しの限度となった事実があった日以前・1年内に当該設定特定非営利活動法人又は 例度定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消し日からち年を基温しないもの 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を起した。 「特定非営利活動促進法苦しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、著しくは利法 204 条等 しくは暴力行為等処理法の罪を犯したことにより、又は国政苦しくは地方税に関する法律に違反したこと 展力団の構成員等 202 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を軽温しない法人 国税又は地方税の滞除例分の執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない法人 変数以は事業計画書の内容が依希等に違反している法人 国税又は地方税の滞除例分の執行がされているもの又は当該滞除例のの終了の日から3年を経過しない法人 変別が表達所見知事及び市区町計長から交付を受けた滞除例では、所執投験署長勢から交付を受けた場所を顕け書で返り対している場合の 「保持の認定及び東交別制度の事務の制度の表情が保険、表示により、表示により、表示により、現立により、表示により、最高的は保険、表示により、表示により、表示により、表示により、表示により、表示に対しているの有策 「表記等定非常所動法人又は当該特別の限定となった事があった日以前1年中に当該認定 特定非常和認動法人又は当該時別限定では不同時代を受けることがなくなった日から 「表述物定が成とが出る力無 「教理の対しない者の有無 「教理のより所にないもの有無 「教理のより所にないもの有無 「教理のよりによりにより、知ら関しによる不当行為防止法に違反したことにより、若しくは現が行為等処別法の場を犯したことにより、又は国務者しくは地方例に関するととい者の有無 「教理のよりを存む、表示に違反したことにより、最近に対しない者の有無 「教理のよりにより、表示に違反したことにより、知ら国代で表示といるようの表示に違反したことにより、都の利に対しるとかった日から5年を経過しない者の有無 「表述のよりによりに対しているといる法人 「はい、企びい法人 「はい、そのいずれかに扱うの特別の更新の中部等に、上記4に係る所能を設する場合は、その他の事務所がある場合は、その他の事務所がある場合は、その他の事務所がある場合は、その他の事務所がある場合は、その他の事務所がたの常報が対け不要 「はい、そのいずれかに該対すの場所のでの事務がある場合は、その他の事務所がなの事務がある場合は、その他の事務所がなる場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、その他の事務がある場合は、まなしている。 「はいれているないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	去人名	特定非営利活動法人 BHN テレコム支援協議会	4 x
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 1 設定物定非営利居動法人が認定を取り消された場合又は特例認定物定非営利居動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定物定非営利居動法人又は当該特例認定物定非営利居動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 □ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 ハ 特定非営利活動促進生若しくは暴力行為等処制法の罪を犯したことにより、又は国税者しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 □ 暴力団の構成員等の有無 □ 暴力団の構成員等の有無 □ 暴力団の構成員等の有無 □ ないないなった日から5年を経過しない者の有無 □ 暴力団の構成員等の有無 □ ないないなった日から5年を経過しない者の有無 □ 基定又は特別認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 □ はいいないは、 □ はいいないは、 □ はいいないは、 □ はいいないは、 □ はいいないは、 □ はいいないは、 □ はいいないる人 □ はいいないないる人 □ はいいないる人 いる人 □ はいいないる人 □ はいいないないる人 □ はいいないないる人 □ はいいないる人 □ はいいないないる人 □ はいいないる人 □ はいないる人 □ はいいないる人 □ はいないる人 □ はいないる人 □ はいないる人 □ はいないる人 □ はいないるいる人 □ はいないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるい	定役。た例・い、し罰・認定国、関国、特別教者特別金暴定款税特係税	特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特別 合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活 定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過 個以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日か 定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑 は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 力団の構成員等 (は2) 又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を終 別認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証 都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	解認定を取り活動法人ではいまりにはいます。 しないものいら5年を経りにはないまでは、 はは204条等に 反したことはいる。 を経過しない、 を経過しない。 を経過しない。 を経過しない。
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	イ暴	カ団 カ団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	
□ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者の有無		認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ	有(無
 	П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から	有無
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 はい・ 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 はい・ 4 国税又は地方税の滞納処分の勢行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 はい・ しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた新税証 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所が在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はい (い) 6 次のいずれかに該当する法人	ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受	有無
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 はい・ 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 はい・ しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はい (1) 1		暴力団の構成員等の有無	有・無
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はいてい	2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・のい
しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はいてい	3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・のい
番類 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞神処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 はい (い)	4	しない法人	はいくい
6 次のいずれかに該当する法人		「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付す	:私付すること
141.4	5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はいくい
イ 暴力団 はい・0	6	次のいずれかに該当する法人	133.
	1		はい・のど